

第四編

開拓の開始と近代社会の成立

第一章 明治初期の千歳

第一節 明治維新と蝦夷地

第一項 維新政権と蝦夷地

維新政権の成立

慶応三（一八六七）年十月十四日、徳川慶喜の大政奉還によって二五〇年もの間続いた江戸幕府は崩壊した。ただ慶喜の選択した「大政奉還」とは、「大政返上」を建白したが「征夷大將軍職」を返上するものではなく、徳川家の領地返上を願い出たものでもなかった（松尾正人『維新政権』）。そして、同年十二月九日、王政復古の大号令によって成立した維新政権は、崩壊した幕府体制に替わる仮の機構として総裁・議定・参与の三職を置いた。次いで翌慶応四年一月十七日に発布された三職七科の制により、三職の下に神祇事務・内国事務・外国事務・海陸軍務・会計事務・刑法事務と制度察からなる行政七科を設け、維新政権の行政機構が一応成立した。一方、薩摩藩と長州藩を中心とする倒幕勢力は武力による幕府勢力の転覆を意図し、同年一月の鳥羽・伏見の戦いをきっかけとして戊辰戦争が開始された。

このように幕末・維新期の国内情勢が混乱する中で、蝦夷地はどのような状況に置かれていたのだろうか。幕末の蝦夷地は、松前地方を除いて幕府の優先機関である箱館奉行及び東北地方の諸藩支配下に置かれていたが、幕府の倒壊によって蝦夷地警備に出勤していた東北諸藩は一斉に引き揚げ、その警備体制はいわば空白状態と化していた。

蝦夷地問題に対する建議

このような中で、慶応四年二月二十七日、高野保建少将と清水谷公考侍

従の連名で蝦夷地問題に関する建議が新政府に出されている。この建議には、かねてから北地問題に関心のあった岡本文平（監輔）と山東一郎の意見が反映されており、軍事上及び財政上の観点から維新政権による蝦夷地確保の必要性を強調したものであった。三月九日、明治天皇は太政官代（京都・二条城）に行幸、三職を召して高野・清水谷の建議を採択し、「蝦夷開拓ノ可否」に関する勅問がなされた。これについて三職一同は「大ヒニ開拓可然之旨言上」しているが、翌三月十日、天皇は再び三職に対して「蝦夷地開拓之儀」と「鎮撫使被差立候、遅速之儀」の二点について三月十二日までに建言すべき旨を達した。三月十日の段階で三職は総裁一名、議定二八名、参与七七名が在任中であつたが、うち議定九名、参与二五名、侍従一名の計三五名から連署も含めて二五通の建議書が提出された（『新北海道史』第三卷通説二）。いわゆる「対議二十五條」と呼ばれるものである。

これらの建議は、高野・清水谷両名の蝦夷地開拓に関する建議についてこれを原則的に支持する意見が大半であつたが、開拓の実施方法や開拓経費の負担問題については一部に批判的な意見もみられた（太政官編『復古記』第二冊、林善茂「明治初年における北海道開発意見」）。

高野・清水谷の再建議

その後、三月十九日に高野・清水谷の両名から再び蝦夷地問題に関する全七カ条の建議書が提出された。その内容は次の通りである。

① 蝦夷地開拓については諸藩に布告し、「有志之者」の自由な移住を進めるべきこと、そのため、大坂・敦賀などに会所を設置して支援すること。

② 蝦夷地全島の経営では「有志之者」は深い見込みがあり、また兼ねて「約置候者」も「微忠」を尽くすであろう。自己の意見のみを主張する者は「奇手異能」の持ち主であつても、みだりに採用することは止めた方がよい。

もし懸念がある場合には諸藩の有志を選んで採用すべきである。

③ 鎮撫使が派遣された場合は松前家で先導するらしいので、松前到着の上、まず箱館方面に布告するのが適当である。箱館奉行所の役人達は「蓄財之為」に赴任した者ばかりなので、直接同地に乗り込んで抵抗する懸念はなく、国家のためには徳川家の存続を願わないことを公言する者もいるらしいので、彼らを採用すれば瓦解するのは必然である。蝦夷地警備に派遣された諸藩の場合も、会津・庄内の二藩以外の者はいずれも異存はなく、彼らを集めて「復古之御趣意」を論すならば理解してくれるであろう。一般民間人の場合も同様である。

④ ロシア並びに「諸蕃」との外交関係はこれまで通りとして、「規則ニ違背」しない限りは親交を結ぶべきである。北蝦夷地の境界問題については、もしもロシアが交渉を申し入れてきた場合、同地は「一千年来」日本の支配地だったが、徳川幕府が「雑居之約」を取り決めたことは残念である。しかし、これまで同家に委任してきた事情もあるので、伺いの上返答するようになしたい。そうすれば、奥地開拓の名目も十分に貫くことができよう。箱館に在留するイギリス人のブラキストンは、彼を採用すれば航海術なども学ぶことができ、ロシア人との応対にも効果的である。

⑤ 箱館地方の処置が済み次第、蝦夷地の奥地を調査して石狩に移転し、「徳川氏因循姑之風習」を一掃して「奥地開拓之策」を推進すべきである。石狩近辺は「全島要害之地」であるから、ここに拠点を置いて開拓に取り組むべきである。

⑥ 北蝦夷地は「全島雑居之約」で今更議論の余地もないが、ひたすら開拓することが肝要で、「有志之輩」に命じてロシア人の足跡が薄い東北奥地に派遣することが必要である。この地域はロシア人の滞在した形跡がないので早々に開発すべきであり、富内・久春古丹などにも漁民などを多数送り込むべきである。

⑦ 場所請負制度は廃止して、各場所に「出稼之者」を直接居住させるようにすれば開拓の成果も挙がりやすい。しかし、これでは松前・箱館の町人達が経済的に困窮するので紛糾し、却って混乱することも考えられる。民政に関しては「人心悦服」するよう、また「怠屈」させないように「安靜」を基本とすべきである。

(前掲『復古記』第二冊)

以上紹介した高野・清水谷の再建議は、維新政府が採用する蝦夷地・北蝦夷地方面の開拓政策の基本方針となった(『新北海道史』第三卷通説二)。

「蝦夷地開拓ノ事宜三条」

そして同年三月二十五日、維新政府は蝦夷地・樺太の開拓方針に関する政策を立案するため、議事所に三職及び徴士を召集し、副総裁の岩倉具視が「蝦夷地開拓ノ事宜三条」について策問した(『復古記』第三冊)。

第一条 箱館裁判所被_レ取建_一候事、

第二条 同所総督、副総督、参謀人撰之事、

第三条 蝦夷名目被_レ改、南北二道被_レ立置_一テハ如何、

この策問に対する公卿・諸侯・徴士の反応はさまざまだったが、議定の山階宮以下一九名から答議が寄せられた。そして、「蝦夷地之儀ハ重大之事件ニ付、御人撰第一ト存候、其余別ニ見込無之候」(中御門大納言)とあるように、箱館裁判所総督の設置とその人事を優先して進めるべきであるという意見が大勢を占めた。翌年六月、蝦夷開拓督務に任命される「肥前中将」鍋島直正は次のように述べて「開拓ハ第二儀」と明確に指摘した。

開拓ハ第二儀トシ、先ツ裁判所御取建、総督、参謀御撰挙被_レ為在、基礎ヲ被_レ立置、且任撰其人ヲ得候ハ、開拓ノ仕方可相立ト存候、

この他、大久保一蔵(利通)はなぜか「松浦多気四郎」を推薦し、木戸

準一郎（木戸孝允）も「大基本被立置度ハ、鍋島侯ノ御論ノ通り」と鍋島の意見に賛意を示している。このような中で井上石見は次のような意見を述べ、「奥蝦夷」の情勢に詳しい人物の登用が重要であると指摘した。

箱館ニ裁判所御取建相成候テモ、奥蝦夷ノ儀ハ程遠キ事ユエ、何レ別段参謀ノ内ニテモ御遣シ相成度、人撰ノ事ハ容易ニ難申上候得共、近年岡本文平其地ヲ経歴イタシ候ユエ、此人ナド御用ヒ可然ト奉存候

以上のように、岩倉の策問に対しては箱館裁判所の設置に伴う総督人事を優先すべきことが支配的な意見であり、こうした行政機構を確立した上で蝦夷地開拓に取り組むべきであるというものだった。なお、第三条の蝦夷地改称問題については全く触れられていない。この結果を受けて岩倉は、「衆議ニ從テ先ツ人撰ヲ決定シ、然ル後裁判所取建、追々開拓二手ヲ下スヘシ」と会議を締めくくった。

維新政権の蝦夷地政策

では、維新政府の具体的な蝦夷地政策はどのようなものであったか、それについて触れておこう。慶応四（明治元）年四月十二日に地方行政機関としての箱館裁判所が設置された。その直後の四月十七日、維新政権は太政官布告第二百四十三号によって蝦夷地問題に関する七カ条の方針を明らかにしている。

覚

- 一 箱館裁判所総督へ、蝦夷地開拓之御用トモ御委任有之候事
- 一 追テ蝦夷ノ名目被相改、南北二道ニ御立被成、早々測量家ヲ差遣、山川之形勢ニ随ヒ新二國ヲ分チ名目ヲ御定有之候事
- 一 列藩ヨリ土地開拓之事等相心得候者於 朝廷御借リ上ケ被成、尽ク総督ノ管轄ニ相成、現地ノ形勢情実得ト御詮議ノ上、次第被為立候テ御手下シ可有之候事

從來蝦夷地探索其形勢情実相辨候、乍去御召出ノ儀勿論ニ候、猥リニ浮浪ノ徒ヲ遣ヒ候儀者不宜候事

一 從來蝦夷ヨリ出シ候諸税、蝦夷地開拓ノ入費ニ相用、屹度開墾ノ目的相立候迄者他ノ入用ニ不致候事

一 開墾ヲ相望ノ諸侯有之候ハ、御詮議ノ上土地御渡シ被仰付、開墾ノ目的相立候上ニテ檢察イタシ、相応ノ貢税 朝廷へ相納候様被 仰付候事

速ニ利ヲ求メス真ニ廢物ヲ興スノ御主意ニテ開墾ノ目途相立可申事

一 ソウヤ邊カラフトへ近ク相望候場所ニテ一府ヲ被立置度候事

一 蝦夷地開拓ノ規模大略相立候上ニテ、北蝦夷開拓ノ手段ヲ被為尽度候事

以上

（内閣官報局『法令全書』、読点は引用者）

第一条は、地方行政機関としての箱館裁判所総督に対して蝦夷地の開拓事業を委任したいというものである。維新政府としては、蝦夷地開拓という国家的な大事業を担当する機関を別に設けたいという意図があったが、その余力が無いので当面は箱館裁判所に委任するということであろう。同年十月には蝦夷地に榎本武揚の率いる幕府脱走軍が侵攻してくるので、実際にそのような組織が設立されるのは翌二年七月の開拓使設置まで待たねばならなかった。第二条は、「蝦夷」地という名称が相応しくないので近々改称すると共に、この蝦夷地が余りにも広大なので南北二道に分割するとともに、蝦夷地全体を測量して自然の地形に従って各地域に分け、国名を付けたいという意味である。この点も、実現するのは翌年八月のことだった。

この政府の方針は、第三条以下では次のようなことを定めている。第三条は、諸藩の開拓に熟練した者を維新政府が雇い上げて箱館裁判所総督の管轄の下に置き、蝦夷地の現地事情を調査した上で開拓に着手すること、

第四条では、これまでの蝦夷地の諸税は、蝦夷地の開拓という目的が達成されるまではその目的以外に使用しないこと、第五条では、蝦夷地の開墾を希望する諸藩には詮議した上で土地を割渡し、相応の税金を政府に納めるよう指示すること、第六条では、カラフト(樺太)に近いソウヤ(宗谷)周辺に一府を建てること、最後の第七条は、蝦夷地開拓の目的が立った段階で北蝦夷地(樺太)開拓の手段を講ずること、といった内容である。

これらの方針は、明治二年七月八日に設置される開拓使のもとで具体化が図られることになる。

第二項 箱館裁判所と箱館府の設置
箱館裁判所の設置

明治元(一八六八)年四月十二日、箱館裁判所と呼ばれる役所が設置された。ただし『法令全書』によれば、同日「箱館裁判所総督被 仰出候事(箱館裁判所ヲ置クノ令他ニ見ル所ナシ姑ク之ヲ存ス)」とあって、裁判所総督の人事は発令されたが、その組織の設置に関する法令は確認できないという。これは他の裁判所も同様であり、同年一月二十七日、大阪鎮台が大阪裁判所と改称された場合も「改大阪鎮台 為同所裁判所総督(大阪裁判所ヲ置クノ令他ニ見ル所ナシ姑ク之ヲ存ス)」と記されているのみである。

現在の日本で裁判所といえば司法機関を意味するが、この場合の裁判所はそのようなものではない。当時は維新変革の進行過程にあり、戊辰戦争の最終段階にあたる箱館戦争はいまだに終了していなかった。このような中で成立したばかりの維新政府は、全国の諸藩に属さない直轄地を支配するためには裁判所と呼ばれる役所を全国的に設けたが、この裁判所は司法機関ではなく地方行政機関としての機能を果たすものであった。

表1-1 裁判所及び府県の設置状況

設置年月日	裁判所名	設置年月日	初代の総督(前職及び兼務等)	府と改称年月日	府の名称	県と改称年月日	県の名称	備考
(明治) 1.1.22	大坂	(明治) 1.1.27	醍醐忠順(鎮台から)	(明治) 1.5.2	大坂	(明治) 1.5.23	兵庫	(明治)
1.1.22	兵庫	1.2.2	東久世通禎(鎮台から)	1.5.4	長崎	2.6.20	長崎	
(慶応) 3.12.13	京都	1.2.19	沢宣嘉(九州鎮撫総監から)	1.閏4.25	京都	1.閏4.25	大津	5.1.19 滋賀県となる
	大津	1.3.7	万里小路博房(制度事務局輔から)	1.6.17	神奈川	1.9.21	神奈川	
	改称 神奈川	1.3.19	長谷信篤(認定兼勤)					
	箱館	1.4.20	東久世通禎(兵庫から)	1.閏4.24	箱館	2.7.24	箱館府廃止のみ布告	
	笠松	1.4.12	仁和寺宮嘉彰親王のち清水谷公孝	1.5.29	越後*府再置	2.2.8	笠松	4.11.22 岐阜県となる
	新潟	1.4.18	大原重徳(参与兼勤)	改称 1.9.21	新潟	2.7.27	水原	3.3.7 新潟県となる
		1.4.19	西条隆平(北陸道鎮撫副総督兼務)	1.5.12	江戸	2.2.22	新潟	
(明治) 1.4.21	府中但馬	1.4.19	西園寺公望(山陰道鎮撫副総督兼務)	改称 1.7.17	東京	1.閏4.28	久美浜	*但馬を兼管す(4.11.22豊岡県へ、9.8.21京都府へ)
1.5.19	*同時に寺社・市政・	1.4.24	民政の三裁判所を設置(旧幕の寺社、	1.5.12	江			
	佐渡	1.4.29	滋野井公寿	改称 1.7.17	東京			
	三河		平野時厚(参与兼勤)	1.閏4.21	佐渡鎮撫使とする	1.9.2	佐渡	2.2.22 廃止、越後府へ
						1.6.9	三河	2.6.24 廃止、伊那県へ
						1.閏4.25	日田	4.11.14 大分県となる
						1.閏4.25	富高	1.8.17 廃止、日田県へ
						1.閏4.25	富岡	1.6.10 天草県と改称
						1.5.17	倉敷	4.11.15 深津県となる
						1.5.19	奈良	2.7.24 奈良府を県と改称
1.1.21		*2.1廃止				1.6.2	高山	4.11.20 筑摩県となる
						1.6.4	高真	2.7.20 廃止、日光県へ
						1.6.17	岩鼻	4.10.28 群馬県となる
						1.6.22	堺	
						1.6.29	山会	4.11.14 足柄県となる
						2.7.24	度会	9.4.18 三重県へ
						1.7.27	伊那	2.2.22 廃止、越後府へ
						1.8.2	府中	4.11.20 筑摩県となる
						1.9.4	市川	
						1.9.4	石和	2.7.24 甲斐県と改称
						2.2.23	日光	4.11.14 栃木県へ

註(1) 『函館市史』通説編第2巻(平成2年)210頁より。

(2) 原表の一部を改変。

この時期の裁判所は行政機関と司法機関の機能が未分離であり、地方官は行政事務を行うかたわら裁判を行う権限を持っていた。維新政府は明治四年に始めて司法機関としての東京裁判所を設け、翌五年以降は府県にも裁判所を置いたが、裁判官は地方官を兼務していたので司法と行政は未分離のままであった。その後、八年五月に大審院を設けて最高の裁判所とし、翌九年九月に府県裁判所を地方裁判所と改称して地方官と裁判官の兼務を禁止し、ようやく司法と行政の分離が実現したのである。

ところで地方行政機関としての裁判所の設置は、先に触れた同年一月二十七日の大阪裁判所が最初である。以後、四月二十九日までに兵庫・長崎・京都・大津・横浜（のち神奈川に改称）・箱館・笠松・新潟・府中但馬・佐渡・三河のあわせて一二裁判所が設けられ（表1-1）、総督と副総督が任命された。これらの地方行政機関になぜ「裁判所」という名前が採用されたのかという点については諸説があるが、明治維新の主体勢力である萩藩の近世における地方行政区として、他藩の郡にあたるものを「宰判」（さいばん）と呼んでいたこととの関連が有力視されている。

清水谷総督への引継ぎ

箱館裁判所の初代総督には明治元年四月十二日に皇族の仁和寺宮嘉彰親王が任命されたが、本人が固辞したことから閏四月五日に副総督の清水谷公考が改めて総督に任命された。清水谷総督らの一行は四月十四日に京都を出発し、敦賀から日本海を経て箱館に向かったが、赴任旅費が支給されなかったため近江商人の珠玖清左衛門を箱館裁判所用達に任命し、蝦夷地の産物を取り扱う商人達の献金によって旅費を捻出した。一行が箱館入りしたのは閏四月二十六日である。この時箱館奉行を務めていたのは杉浦勝誠である。彼は文政九（一八二六）年に幕臣久須美三郎祐義の子として生まれ、嘉永元（一八四八）年に幕臣杉浦家の家督を継いだ。目付・長崎奉

行を経て慶応二（一八六六）年正月、箱館奉行となったばかりであった。杉浦の日記には、この日の状況が次のように記されており、五稜郭開城直前の緊張した雰囲気がかがわれる。

二十六日 晴

一 今朝五ツ時過五稜郭江出勤、御役所内取片付もの、夫々及差図

一 四ツ時過、左之人物・堀清之丞入来ニ付、表座敷巻ノ間ニ於而逢

徴士内国事務局権判事

小野淳輔

此人、先年勝房州塾ニ居、大坂ニ而屢面会せし由、先方ヨリ申聞ル

一 同人江引合、五稜郭引し相済、自分はしめ一同退去

○御門々、是迄歩兵ニ而固め候ヶ所は、松前・南部・津軽三家ニ而受取、

直ニ番士交代也

○先方不案内ニ付、差向小使四人は其のま、さし置候事

○清水谷は惣督、副惣督土井能登守、鶴賀ヨリ不快引返、今日着は清水谷

ノミ之趣、土井は其实家中ニ而何歎議論不折合、見合可相成候之由

小野淳輔話也

一 五稜郭引渡し候ニ付、当分仮御役所 明御役宅江移し一同出勤、引渡し

取調物等致し候事ニ相定ム

〔杉浦梅潭 箱館奉行日記〕慶応四年閏四月二十六日の条

清水谷総督の先遣隊に五稜郭を明け渡した杉浦が仮役所に出勤、帰宅後の「八ツ時前」、すなわち午後三時頃に「惣督愈着船相成候」という報告が沖の口役所から入った。翌閏二十七日、仮役所に向いた杉浦に「杉浦兵庫頭殿 裁判所」と書かれた書面が届けられ、同日午後、五稜郭で杉浦誠と清水谷総督が対面、蝦夷島の維新政府への引き渡しが行われた。その際、清水谷総督から杉浦奉行に対し二通の書面が手渡されている。

今般当所裁判処取建ニ付、是迄預役所金穀器械等逐一取調、證書指出候回心
神妙之至ニ候、右之趣朝廷江及言上候条、役々一同江可被申渡候也

是迄詰合之もの上下一同、衣食等ニ不苦様取計可申候条、各得其意安心可致、
其上人材ニ随ひ夫々任用可有之、今日ニ至候而は孰も

皇家之臣民たるは勿論ニ候間、裁判所附属之心得を以て尽力可致候事

(同右、慶応四年閏四月二十七日の条)

前者は、このほど箱館裁判所が設置されたので、これまで箱館奉行所で
管理していた「金穀器械等」などを詳しく調査して報告せよ、というもの
である。後者は、箱館奉行所に勤務していた者も今日では「皇家之臣民」
であることに間違いないので、新設の裁判所で継続して採用することを考
えたいという趣旨である。箱館裁判所が五稜郭の中に開庁したのは五月一
日のことであつた。再び杉浦の日記を引用してみたい。

朔日 朝 小雨

一 今日当地事務相渡し候ニ付、五ツ時過五稜郭江出ル、熨斗目麻上下

○惣督一ノ間江着座、引渡し目録拾三冊自分持出し、惣督江相渡し、一覽之
上受取候旨被申間、退座

但、判事列席

(同右、慶応四年閏五月朔日の条)

この引継ぎにあたって杉浦から清水谷府知事に渡された一三冊の目録の
中には、箱館奉行の管轄地域に関する「地方引渡演説書」、蝦夷地に関す
る「蝦夷地引渡演説書」、東蝦夷地・ムロランの牧牛場に関する「牧牛ノ
儀ニ付演説書」などが含まれていた。

箱館裁判所の機構と人事

箱館裁判所の設立時の機構は、清水谷府知事のもとに民政・文武・生

産・外国・勘定・監察・執達の七掛が設置され、その職務を遂行する仕組
みであつた。各掛の事務分掌と担当者は次の通りであり、生産と監察の担
当者が未定だつた。なお、文武の「堀 清五郎」は「堀 真五郎」の誤り
であり、勘定の「巖 玄溟」は「宇野監物」のことである。

民政 「井上 石見」

公事訴訟・刑獄・寺社・病院・作事・勸農・拓地等之事を掌ル

文武 「堀 清五郎」

文武講習・器械製造・防火捕逮等之事を掌ル

生産 「未 定」

財本を開き、産物・商法・諸運送船等之事を掌ル

外国 「小野 淳輔」

各国一切之事務を掌ル

勘定 「巖 玄溟」

金穀出入・賦税・秩録・倉廩等を掌ル

監察 「未 定」

内外之過失を論し、諸司の作法を正し、総而弾劾事を掌ル

執達 「吉田復太郎」

諸藩并士民応接、使命傳達之事を掌ル

(同右、慶応四年閏四月二十九日の条)

このような人事には当然のことながら曲折があり、民政に井上石見、文
武に村上常右衛門、生産に山東一郎、勘定に巖玄溟の名前が記載され、他
は空白の史料もある(旧記抄録 全)『函館市史』史料編第二巻。裁判所設
置後の五月七日に一部見直しがなされたが、改正後の掛と事務分掌及び担
当者を掲げると次のようになっている。

民政方 神仏、市在公事訴訟、刑獄、作事、病院、勸農、拓地等之事を掌る

文武方 文武講習、器械製造、防火捕逮の事を掌る 井上 石見
 生産方 財本を開き、産物商法、諸運送船等の事を掌る 堀 真五郎
 外国方 各国一切の事務を掌る 山東 一郎
 勘定方 金穀出入、賦税、秩禄、倉廩等の事を掌る 小野 淳輔
 觀察 内外の過失を論じ、諸司の作法を正し総て弾劾の事を掌る 巖 玄溟

執達方 諸藩并士民応接、使命伝達の事を掌る 長谷部卓爾
 吉田復太郎

〔函館市史〕通説編第二卷

箱館裁判所の設立時と五月七日の一部改正との主な違いは人事面である。それまで空席だった生産方と監察の担当者に山東一郎と長谷部卓爾がそれぞれ就任し、事務分掌面での変更は特にみられない。

箱館裁判所の職制は総督・副総督・判事・権判事が置かれ、これらの上級職は京都で任命された。その下に実務を担当する司事・参事・従事・給事・趨事・属事と呼ばれる属吏六等が置かれ、司事席・参事席と称した。杉浦の日記には「階級 判事・権判事・司事・参事・従事・給事・趨事の五六等也と云」と記されている〔杉浦梅潭 箱館奉行日記〕慶応四年五月七日の条)。職員の多くは、かつて箱館奉行所に勤務していた旧幕臣が継続的に採用されている(門松秀樹『開拓使と幕臣』)。

杉浦の部下にも、江戸に帰国する予定だったが、間際になって裁判所から職員として採用の通知があり、急遽予定を変更して箱館に留まることになった者がいた。これら部下達の待遇が気になったのか、杉浦は「一裁判所役人給料伝聞之趣、信用ナラサレ共爰ニ記ス」として、年俸の額を日記に記している〔杉浦梅潭 箱館奉行日記〕慶応四年五月十二日の条)。

司事 四〇〇両から二〇〇両まで

参事 三〇〇両から二〇〇両まで
 従事 二〇〇両から七五両まで
 給事 一〇五両から七五両まで
 趨事 六〇両から三〇両まで

このような司事・参事・従事・給事といった属吏の名称は、時刻を連想させるところから「時計役人」と呼ばれたという。

秦一明(斗鬼三)の事蹟

明治十三年十月、千歳郡各村二代目戸長となる秦一明(斗鬼三)も、旧幕臣としての経歴を持つ一人だった。秦は文政十一(一八二八)年二月伊予国新居郡檜木村(現、愛媛県西条市檜木)に生まれ、渡島国亀田郡鍛冶村に移住して農業を営んでいたが、明治元年七月、箱館府趨事席を命ぜられた。翌八月、箱館府は新たに一隊を組織して新兵隊と称し、秦は給事席に昇進して同隊隊長を務めた。同十月、幕府脱走軍が蝦夷地に侵攻すると秦は清水谷府知事に従って青森に移った。翌二年四月、政府軍の反攻が始まると秦は渡島国上磯郡泉沢村に移り、矢不來(やぎない)・七重浜・亀田を転戦した。箱館戦争が終了後の同八月、新兵隊は数回の戦闘で兵士が減少したことから、諸隊を併せて函衛隊が組織され、隊長を命ぜられた。九月には砲隊長を兼ねて開拓少主典に昇進したが、三年閏十月隊長を免ぜられて同隊(御)用掛となった(河野常吉編『北海道史人名字彙』)。

この記述の元となった史料の一つは『己巳十月十三日ヨリ 官員進退調綴込 上』(北海道立文書館所蔵)と推定されるが、それによれば「旧幕之節」の秦は歩兵一中隊の「嚮導役取締同心格」であった。明治元年五月の「箱館御引渡之節」に解職されたが、七月十五日「箱館裁判所趨事席」に採用され、「御親兵隊々長」を仰せつけられている。

明治三年以後、十三年十月に千歳郡各村戸長となるまでの彼の経歴は、

『札幌県官吏履歴書 全四冊巻之一』（北海道立文書館所蔵）を利用して『増補千歳市史』に詳しく紹介されている（市史の中では、明治十八年の「札幌県履歴書」となっている）。市史の記述は明治三年までの部分が省略され、秦が函衛隊の隊長を免ぜられて新たに同隊御用掛を命ぜられたのは明治四年三月五日からとされている。だが『札幌県官吏履歴書』の秦の経歴には、そもそも明治三年の記述が存在しない。しかし複数の同系統の史料では、彼が明治三年閏十月に開拓少主典を拝命し、同時に函衛隊御用掛として勤務することになったと記されている（『明治三庚年 官員明細短冊 九月 庶務掛』、『明治四辛未年 官員明細短冊 十二月 開拓使』北海道立文書館所蔵）。

この『官員明細短冊』と呼ばれる史料は基本的に本人の自筆によるもので、自己申告的な意味合いを含んだ史料である。『札幌県官吏履歴書』の中で、秦の明治三年の事項が全く触れられていないのは何故かという疑問は残るが、彼が函衛隊の御用掛となったのは明治三年であると断定して差し支えないだろう。その後の秦は、六年の「江差福山人民暴動」（いわゆる福山・檜山騒動）に歩兵一小隊と大砲隊を率いて出動した後は開拓使を離れ、函館税関の勤務が比較的長かった点に特徴がある。

箱館裁判所の布告

箱館裁判所は明治元年五月、箱館の住民に対し次のような布告を出し、地域住民に対する裁判所としての行政方針を示している。

此度徳川氏政治を返し奉り、津々浦々のはてまでも、ことごとく天子様の御直支配に被_レ為_レ遊、当地にても裁判所御取建に相成、其御総務様と申奉るは皆々存の通り、天子様の御側にあらせられ、申迄も無_レ之尊_レき御方々に候得共、是迄とは違ひ民百姓は子のごとく憐れみ、したしく被_レ成御威光がましき事は不_レ被_レ成、町人、百姓、浦人まで安楽に渡世為_レ致、此土地繁昌して

故の如く成行候様被_レ成度思召に候故、下々迷惑の事は何事に不_レ依申上候人あらば是をのぞき、からきめに逢ひ候ものは御救被_レ下候故、御法度堅く守り、願ひ事するにも役人共え聊にても進上物抔致し間敷、是を賄賂といひて上をかるしめ候事に相当り別てよろしからず、天子様よりも御禁制の事に候。是等の趣総督様深き思召を以仰出され候。厚く相心得候様申渡し候也。

慶応四辰年五月

裁判所

（前掲「旧記抄録 全」）

この布告の趣旨は、この度の大政奉還によって北海道も明治天皇の支配地になったこと、したがって箱館の住民も法令をよく守り、役所に「願ひ事」をする場合でも、これまでのように役人に対し少しでも「進上物」＝贈り物などをしてはいけない。これは「賄賂」といって「上」、すなわち役所や役人を軽く見ていることになり、「天子様」も禁止していることだといった意味であろう。この布告で否定すべき対象とされているのは「進上物」を要求したであろう旧体制の箱館奉行所であり、いまや時代は江戸（近世）から明治（近代）に転換したのだということを強調している。しかし、箱館裁判所やその後継機関である箱館府の行政の実態が、実際にそのようであったかどうかという点はまた別の問題である。

「政体書」と箱館府への改称

明治元年閏四月二十一日、維新政府は「政体書」を制定し、太政官を立法・行政・司法の三権に分けた。具体的には、立法を掌る議政官、行政を掌る行政官・神祇官・会計官・軍務官・外国官の五官及び司法を掌る刑法官の七官とした。議政官は上・下の二局に分かれ、上局は議定・参与を議員とし、下局は諸藩の貢士を議員とした。行政官は輔相を二人置いて議定が兼務し、天皇を補佐した。神祇・会計・軍務・外国の四官は行政事務を分掌し、各官には知事・副知事・判事などが置かれた。刑法官も同様であ

り、観察・裁判・警察を職掌した。地方組織は府・藩・県の三治体制とし、維新政府の直轄地である府・県には知府事・知県事を置き、藩は従来のままで地方官に位置付けられた（維新史料編纂会編『維新史』第五卷、松尾正人『維新政権』）。

これによって同二十四日、箱館裁判所は箱館府に、裁判所総督は府知事と改称された。しかし、これはあくまでも法令上の決定であり、地元箱館で実際に箱館府と改称されたのは七月一日である（『函館市史』通説編第二卷）。なお、先のような事務機構は箱館府と改称後も大きな変化はなく、翌二年三月まで存続した。しかし、同年十月に榎本武揚の率いる幕府脱走軍が蝦夷地に侵攻、翌年五月まで占領した。このため箱館府の清水谷府知事以下の首脳は青森に逃れており、こうした行政機構は形式的なものに過ぎなかった。

箱館府の地域行政

ここで箱館裁判所・箱館府の地域行政の実態について触れてみよう。その管轄地域は箱館奉行所と同様であり、東北地方の六藩と松前藩領を除いた蝦夷地全域と北蝦夷地であった。明治元年四月十五日及び十七日、箱館裁判所設置により維新政府は新たに箱館附近を直轄地とし、秋田・南部・津軽・仙台・松前の五藩に警備を命じた（『法令全書』）。また箱館裁判所は、旧箱館奉行所の調役が在勤していた蝦夷地の要地に吏員を派遣した。しかし、同年五月の奥羽越列藩同盟の成立にともなって東北諸藩は相次いで蝦夷地を引き揚げ、最後は松前藩が残るのみとなった。

そこで箱館府は警備が空白となった地域に役人を詰合として派遣した。たとえば東蝦夷地の場合でみると、この地域は極めて広大なことからモロラン（室蘭）・シヤマニ（様似）・アツケシ（厚岸）の三カ所に支配所を置き、重役を配置してそれぞれ数カ場所を管轄させた。各場所の重役名とそ

の持ち場は次のようになっている（高嶋弘志「箱館戦争下の日高地方について」）。

- ・モロラン持（重役名は不詳） アプタ・ウス・モロラン・（エトモ）・ホロ
- ベツ・シライイ・ユウフツ・サル・ニイカッパ
- ・シヤマニ持（従事 北川儀八郎） シツナイ・ミツイシ・ウラカワ・シヤ
- マニ・ホロイツミ
- ・アツケシ持（権判事 巖玄溟） トカチ・クスリ・アツケシ・ネモロ（シ
- ベツ）・クナシリ・エトロフ・シコタン

その後、同年十月に榎本武揚の旧幕府脱走軍が蝦夷地に侵攻・占領したことから、各場所に駐在する重役以下の箱館府関係者は、榎本軍への対応を巡って苦慮することになった。同年十月二十五日、清水谷府知事の青森撤退にあわせて行動を共にした箱館府職員が最も多かったのは当然であるが、箱館から離れた奥地場所の在勤者には情報が十分に行き届かず、そのようなことは困難だった。後になって榎本軍支配下の蝦夷地を脱出して青森に向かう者もいたが、逆に清水谷一行に同行せず、蝦夷地内に潜伏する道を選んだ者もいた。その中には、結果的に榎本軍に出仕し、あるいは政府軍の進攻に備えて諜報活動を行う者もいたのである。前に触れた秦斗鬼三の場合も残留せず、清水谷府知事に同行した。箱館戦争の終了後、秦は「函衛隊の隊長として蝦夷地で諜報活動を行った部下の兄の登用を函館府庶務掛に願っている（箱館府庶務掛「諸願伺留」下）北海道大学附属図書館北方資料室所蔵」。

箱館府の機構改革

明治二年に入って、維新政府の蝦夷地奪回の体制が本格化するなかで、三月三十日、清水谷府知事は避難先の青森で布告を出し、箱館府の機構改革を行おうとした。

箱館地今般ノ形勢ニ至リ、随テ当府モ有名無実ノ場ニ相成候処、従前規則法制等不_レ得_レ已ノ場合ヨリ御一新ノ目的モ相立兼候義モ不_レ少哉ノ趣、就テハ此度改革致シ候。尤猥ニ新法ヲ好ミ候ニハ無_レ之、全御誓文ノ旨ニ基キ、只管旧弊ヲ除キ候様致シ度候間、諸役々此旨ヲ体シ、確定スル所有_レ之、各職務ニ勉勵候義肝要ノ事。

巳三月

知事

〔清水谷文書 箱館府改革扣、〔函館市史〕史料編第二卷〕

この改革の意図は、箱館戦争によってその機能が分断され、いわば「有名無実ノ場」と化している箱館府の機構を「五箇条の御誓文の内容を実現するに足る組織」として再編成しようとした点にあった（門松秀樹、前掲書）。

さらに清水谷府知事は、この機構改革に当たって具体的に次のような方針を示している。

定

- 一 機務ヲ決断シ制度規律ヲ建ルハ御誓文ヲ目的トス。
 - 一 分課ヲ立ルハ事務ヲ議行スルニ混乱勿ラシメ、其事務ヲ専任セシムル為也。
 - 一 専任ハ勿論其他ノ事務ニ付異存着眼筋ハ必公論ヲ乞ベシ。
- 右
- 条約ヲ治定ス、其枝葉ノ如キハ、互ニ信実ヲ盡シ、必竟聖意ニ基キ、御政務草莽ニ至ル迄貫通セン事ヲ希フ。

〔清水谷文書 箱館府改革扣〕

この結果、どのような箱館府の組織が実現したのだろうか。それを示すと表1-2のようになるが、維新政権の機構に倣って箱館府の内部機構も上局と下局に分かれていた。上局は知府事・知判事といった箱館府の首脳

表1-2 箱館府の機構改革と職員配置

組織図		職員表															
		(*月給及び職員数は明治2年7月分給料表による)															
上局 (議事局)	文武学校	知府事	600両 1人														
	病院	知判事	300両 2人														
	生産	御用掛	150両 2人														
		御用掛	70両 2人														
下局 (施事局)	庶務局	書記	30両 2人														
		1等弁官	(不在)														
		2等弁官	45両 2人														
		3等弁官	35両 10人														
		4等弁官	25両 14人														
	外国局	1等訳官	(不在)														
		2等訳官	35両 3人														
		3等訳官	25両 2人														
	刑法局	弁官助勤	15両 *8月8日に3人任命が初見 *8月10日に弁官を弁務と改称														
		局付属	7両 21人														
		局付属助	5両 7人														
	会計局	給仕	3両 4人														
		玄関番伝達	7両 2人														
		門番	4両 5人														
使丁(小使)		4両 9人															
<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>医官月給</th> <th>改定(明治2.8.9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管轄</td> <td>35両</td> </tr> <tr> <td>教授</td> <td>25両</td> </tr> <tr> <td>1等医</td> <td>20両</td> </tr> <tr> <td>2等医</td> <td>15両</td> </tr> <tr> <td>3等医</td> <td>10両</td> </tr> <tr> <td>医生</td> <td>5両</td> </tr> </tbody> </table>		医官月給	改定(明治2.8.9)	管轄	35両	教授	25両	1等医	20両	2等医	15両	3等医	10両	医生	5両		
医官月給	改定(明治2.8.9)																
管轄	35両																
教授	25両																
1等医	20両																
2等医	15両																
3等医	10両																
医生	5両																
		1等医官	35両														
		2等医官	25両														
		3等医官	15両														
		4等医官	7両														
		調合手伝	御賄斗														

註(1) 『函館市史』通説編第2巻(平成2年)201頁より。
 (2) 原表の一部を改変。

と御用掛・書記から構成され、評議決定権をもつ議事局であった。また、上局の直轄機関には文武学校・病院・生産があった。下局は実際の施政を行う施事局であり、その中は庶務・外国・刑法・会計の四局に分課され、それぞれに三から四の掛、併せて一二掛が置かれた。たとえば庶務局の場合、市中掛・在方掛・場所掛の三掛が、また外国局には外国掛・沖之口掛の二掛が置かれた。下局の職員は、一等から四等までの弁官、一等から三等までの訳官と給仕、玄関番・門番・使丁が置かれていた。

このように上局は、箱館府政に関する政策決定権という政治的な機能を果たすものであった。また下局は、各種の行政実務を担当する目的で設置され、いわば政治と行政機能の分割を意図したものである。しかし箱館戦争の終了後、箱館府がその戦後処理に追われている間に、蝦夷地開拓問題の刷新を意図した維新政府は開拓使を新設し、箱館府を廃止してしまつた。清水谷知府事はこのことに抗議して上京したが、その決定を覆すことはできなかつた（『函館市史』通説編第二巻）。

第三項 勇払役所の設置 箱館府と地域行政の推進

箱館戦争が終了した直後の明治二年五月十九日、清水谷知府事は前年の十月以来七ヵ月ぶりに青森から箱館・五稜郭に戻り、箱館府の開庁を布告した。六月になって政府軍の青森口総督としての軍務を免ぜられた清水谷総督は箱館府知事が本務となり、蝦夷地の要地に吏員を派遣してその地域行政を進めた。箱館府の担当部局は庶務局の場所掛と思われるが、六月から八月にかけて、イシカリに小山房一郎、根室に関定吉（六月任命）、北蝦夷地に久保村純介・井上千城（六月任命）、エトロフに上道三生等が派遣された（竹内連平『北海道史要』）。

勇払役所の設置

東蝦夷地の要衝であるユウフツにも、同年六月勇払役所が置かれ、箱館戦争で活躍した黒沢傳之丞（正吉）がその責任者として六月十四日にユウフツ詰を命ぜられた。黒沢は武蔵国生まれの静岡県士族で、自ら「徳川亀之助家来」と称する元幕臣であり（庶務掛『己巳』官員進退調綴 下）北海道立文書館所蔵）、明治元年九月に箱館府給事席文武掛となつている。同年十月、榎本武揚の幕府脱走軍が鷲ノ木村に上陸した際には、箱館府従事席の黒沢が在住隊隊長を命ぜられ、同地に出張している。このように黒沢は、箱館戦争時には箱館府兵士官として大砲隊の隊長なども務めていた。ユウフツ詰の際には三等弁務だったが、同年十月二十六日に開拓権少主典、十一月に開拓権大主典となり、「改而当分勇払郡詰」を申し付けられ、翌三年四月には「当分小樽郡詰」となつている（『明治三庚午 官員明細短冊』北海道立文書館所蔵）。

このほか二年六月中に三好兵馬、西村定蔵、佐嶋倫蔵がユウフツ詰を命ぜられ、井手誠造など七名が黒沢の「随従」となつて赴任した（『苦小牧市史』上巻）。前掲『諸願伺留』によれば、ユウフツ詰として、黒沢以外に大島倫蔵、西村定三、井手誠三、飯高長之助、飯原善兵衛、村田勝平の名前が記されている。井手は同年六月十九日、飯原は六月十五日、三好は六月二十五日にそれぞれ勇払詰を命ぜられている（前掲『己巳』官員進退調綴 下）北海道立文書館所蔵）。黒沢、大島、西村、井手らは箱館府兵と違い、戦功の褒賞が与えられなかつたようで、秦は隊長として褒賞を願ひ出ている。飯高の場合も、秦の箱館府庶務局に対する次のような願ひ出によるものだった。

以書付奉願候

元嚮導役 飯高長之助

右之者函衛隊小隊与相成候ニ付余分
之役士有之候ニ付当人心願ニも有之
候間東西場所之内何れ江成共御用被
付候様奉願候処今般外国局江附属

被仰付難有奉存候得共可相成義ニ付御座候

半々場所詰被仰付候様仕度私ニおゐて

此段奉願上候 已上

隊長 秦斗鬼三

八月

庶務局 御中

この飯高の件について、庶務局は議事局宛てに次の文書を送付した。

議事局御中

書面飯高長之助義人物も宜敷候間

秦斗鬼三申立之通御用済相成可然

場所之義は東地詰相追々被申付候得共

場広之義ニ付未タ詰合不足いたし居

候ニ付ユウフツ出張御申付黒沢傳之丞差

配ヲ請可然哉

巳 九月七日

庶務局

(北海道立文書館所蔵『明治二年 御人撰評議 庶務局』)

この史料は、飯高長之助という人物を場所詰に採用して貰えないかと秦が願ひ出したので、庶務局がユウフツの黒沢傳之丞の差配のもとに置けば良いのではないかと議事局に申し立てた、というものである。飯高も幕臣であり、箱館奉行所の町兵隊指図役を務めていた。箱館奉行杉浦誠の日記には、慶応二年九月二十日の条に「今日小隊入之もの共江組頭より申渡

表座敷ニ於而左之通申渡」とあって、「鼓手行届ニ付老人扶持 壹ヶ月式百疋被下 飯高長之助」と記されている(『杉浦梅潭 箱館奉行日記』)。

参考文献

- 内閣官報局『法令全書』(一九八七年、原書房より復刻)／『杉浦梅潭 箱館奉行日記』一九九一年／箱館府庶務掛『諸願伺留 上』北海道大学附属図書館北方資料室所蔵／同『諸願伺留 下』北海道大学附属図書館北方資料室所蔵／『御人撰評議 庶務局』北海道立文書館所蔵／『巳巳 十月十三日ヨリ 官員進退調綴 上』北海道立文書館所蔵／『庶務掛』『巳巳 官員進退調綴 下』北海道立文書館所蔵／『明治三庚年 官員明細短冊 九月庶務掛』北海道立文書館所蔵／『明治四辛未年 官員明細短冊 十二月開拓使』北海道立文書館所蔵／『札幌県官吏履歴書 全四冊卷之一』北海道立文書館所蔵／『新北海道史』第三卷、通説一 一九七一年／『函館市史』史料編、第二卷 一九七五年／『函館市史』通説編、第二卷 一九九〇年／『苫小牧市史』上巻 一九七五年／太政官編『復古記』第二冊・第三冊 内外書籍株式会社 一九二九年／維新史料編纂会編修『維新史』第五卷 一九四一年(一九八三年、吉川弘文館より復刻)／竹内運平『北海道史要』一九三三年(一九七七年、北海道出版企画センターより復刻)／松尾正人『維新政権』一九九五年／門松秀樹『開拓使と幕臣―幕末・維新期の行政的連続性―』慶応義塾大学出版会 二〇〇九年／林善茂『明治初年における北海道開発意見』高倉新一郎博士定年退官記念事業会編『地域開発と農業』一九六六年／高嶋弘志『箱館戦争下の日高地方について』『釧路公立大学紀要』人文・自然科学研究 第十一号 一九九九年

蝦夷地開拓之儀、先般御下問モ有之候通ニ付、今後諸藩士族并庶民ニ至迄
志願次第申出候ハ、相応ノ地処割渡開拓可被仰付候事。

七月 太政官

〔開拓使日誌〕明治二年第二号

この布告に基づいて、明治二年八月七日、水戸藩知事徳川昭武^{あきたけ}が出願し、八月十二日に許可され、天塩国のうち苫前・天塩・上川・中川の四郡と北見国のうち利尻郡、合わせて五郡の「支配」を命ぜられ、分領支配が開始された。

分領支配の出願状況

だが、七月二十二日の太政官布告から八月末までの間に支配地を出願したのはわずか六藩・一士族に過ぎず、八月二十八日、太政官は出願を要請する「沙汰書」を出している。これを契機として、本州の大藩のみならず戊辰戦争で支配地を喪失した東北地方の諸藩などが相次いで出願し、明治四年八月二十日の分領支配廃止までに、開拓使を除く一省（兵部省）・一府（東京府）・二四藩（水戸藩他）・二華族（田安慶頼・一橋茂栄^{もちほろ}）・八士族（伊達邦成・伊達邦直・伊達広高・石川国光・片倉邦憲・巨理胤元・五島銑之丞・植田邦植）・二寺院（増上寺・仏光寺）が関係した（表1-3）。

諸藩の中で分領支配を出願したのは、水戸・一ノ関・佐賀・徳島・高知・庄内・秋田・弘前・斗南・米沢・鳥取・彦根・岡山・福山・仙台の一五藩だったが、最後まで支配を継続したのは、水戸・一ノ関・佐賀・高知・秋田・弘前・斗南・米沢・彦根・仙台の一〇藩であった。逆に分領支配を命ぜられたのは、金沢・鹿児島・静岡・名古屋・和歌山・熊本・広島・福岡・山口の九藩であったが、最後まで支配を続けたのは静岡・福岡・山口の三藩に過ぎなかった。また、華族・士族・寺院はすべてが出願したが、途中で石川邦光と五島銑之丞は支配地を抛棄^{ほうき}している（『新北海道史』第三

表1-3 明治初年における諸藩・士族・寺院等の北海道分領支配

管轄者名	支配地域国郡名	支配期間	管轄者名	支配地域国郡名	支配期間
開拓使	石狩国札幌・上川・厚田郡、後志国忍路・余市・古平・美国・積丹・古宇・岩内・寿都郡、渡島国上磯・茅部・亀田郡、日高国三石・幌泉郡	明治2年8月～	*米沢藩	後志国磯谷郡	明治2年9月～4年8月
			*弘前藩	後志国島牧郡	2年9月～4年8月
			*庄内藩	胆振国虻田郡	2年9月～3年9月
兵部省	石狩国石狩郡、後志国小樽・高島郡、後志国瀬棚郡・太櫓郡、胆振国山越郡、釧路国白糠・阿寒・足寄郡	2年8月～3年1月 2年9月～3年1月	*増上寺	日高国静内郡 根室国花咲郡志古丹 石狩国浜益郡	2年9月～3年10月 2年12月～3年10月 3年10月～4年8月
鹿児島藩	日高国浦河・様似郡、十勝国広尾郡	2年8月～2年10月	*五島銑之丞	後志国磯谷郡	2年9月～4年3月
山口藩	石狩国樺戸・雨竜郡	2年8月～4年8月	*石川源太	胆振国室蘭郡	2年9月～3年5月
*高知藩	石狩国夕張郡、胆振国勇払・千歳郡、千島国薬取郡	2年8月～4年8月 2年12月～3年2月	*片倉小十郎	胆振国幌別郡 胆振国室蘭郡	2年9月～4年8月 3年5月～4年8月
*佐賀藩	釧路国釧路・厚岸・川上郡、千島国振別郡	2年8月～4年8月 2年12月～3年5月	*仙台藩	千島国紗那郡 日高国沙流郡 千島国薬取・振別郡 根室国標津・目梨郡	2年10月～4年8月 2年11月～4年8月 3年5月～4年8月 4年5月～4年8月
*水戸藩	天塩国天塩・中川・上川・苫前郡、北見国利尻郡	2年8月～4年8月			
金沢藩	北見国枝幸・宗谷・礼文郡	2年8月～3年6月	*伊達英橘	石狩国空知郡	2年10月～4年8月
和歌山藩	北見国紋別郡	2年8月～3年8月	*伊達勝三郎	石狩国空知郡	2年10月～4年8月
名古屋藩	北見国斜里・網走郡	2年8月～3年6月	*巨理元太郎	石狩国空知郡	2年11月～4年8月
広島藩	北見国常呂郡、釧路国網走郡	2年8月～3年10月	*鳥取藩	後志国島牧郡	2年12月～4年8月
熊本藩	根室国標津・目梨郡	2年8月～4年3月	*仏光寺	後志国島牧郡	2年12月～4年8月
福岡藩	後志国久遠・奥尻郡	2年8月～4年8月	*斗南藩	後志国歌楽・瀬棚・太櫓郡、胆振国山越郡	3年1月～4年8月
*徳島藩	日高国新冠郡	2年8月～4年8月	*田安従一位 *一橋従二位	十勝国広尾・当縁・河西郡	3年1月～4年8月
*秋田藩	千島国国後郡	2年8月～4年8月	*岡山藩	後志国島牧郡	3年2月～4年5月
静岡藩	十勝国十勝・中川・河東・上川郡	2年8月～4年8月	*福山藩	釧路国白糠・阿寒・足寄郡	3年5月～4年6月
*一ノ関藩	胆振国白老郡	2年8月～4年8月	東京府	根室国花咲・根室・野付郡	3年6月～3年閏10月
*伊達藤五郎	胆振国有珠郡 胆振国室蘭郡 胆振国虻田郡	2年8月～4年8月 3年5月～4年8月 4年3月～4年8月	*稲田邦植	日高国静内郡、根室国花咲郡志古丹 日高国新冠郡	3年10月～4年8月 4年3月～4年8月
			*彦根藩	千島国択捉郡 日高国沙流郡	2年9月～4年8月 2年11月～4年8月

註(1) 桑原真人・田中彰『北海道開拓と移民』（1996年）60～61頁。
 (2) *印は、分領支配を出願した藩・華族・士族・寺院である。

巻)。

これらの諸藩・華士族などが支配地の具体的な開拓にどの程度関わったかという問題は別にして、最後まで支配を継続したのは一三藩・二華族・六士族・二寺院のみだった。この結果から明らかのように、支配の成績が芳しくないのは諸藩の中でも比較的「大藩」の場合が多かった。また、明治維新の変革を推進した鹿児島・山口・高知・佐賀の四藩のうち、自ら出願したのは高知と佐賀の両藩のみであり、鹿児島藩と山口藩は政府から分領支配を命ぜられている。それにも関わらず、八月二十八日に日高の浦河・様似両郡と十勝の広尾郡の支配を命ぜられた鹿児島藩は、同年十月、財政的に困難として早々に支配地の返上を申し出て非難の対象となった。一方、山口藩の支配地は石狩国の樺戸・雨竜の両郡であり、両藩の支配地は北海道の中でも比較的恵まれた地域であったといえる。

高知藩の事情

このような中で、自ら分領支配を出願した高知藩はどのような事情があったのだろうか。同藩は幕末まで蝦夷地の経営には全く無関係であった。しかし、ペリーの来航を契機に日本の開国が進み、安政二(一八五五)年に箱館が開港すると、藩主山内容堂は北方地域に対する関心の必要性に気づき、四年二月藩士手島季隆と下許武兵衛に箱館視察を命じ、その記録が手島の『探箱録』として残されている。また、文久三(一八六三)年には、脱藩士の北添侖摩・能勢達太郎・小松小太郎が蝦夷地を旅行し、彼らの知識がのちに坂本龍馬と結びついてその「蝦夷地開拓論」に発展したという(『苦小牧市史』上巻、広谷喜十郎「土佐と北海道とのきずな」)。勝海舟によれば坂本龍馬は蝦夷地開拓に大きな関心を持っていたとされ、龍馬が組織した海援隊の規約の中に「運輸・射利・開拓・投機および本藩(土佐藩)の応援を主な目的とする」とあるが、この「開拓」は「蝦夷地開拓」の意

味であったという(桑原真人・田中彰『北海道開拓と移民』)。

高知藩の支配地

明治二年七月二十二日の太政官布告に応じ、高知藩は翌八月に願書を提出した。

蝦夷地開拓之儀ニ付先達而御沙汰之趣モ御座候ニ付、於高智藩モ開拓仕度奉
存候間、相応之土地御渡被仰付候様仕度、此段奉願候 以上

巳八月

高知藩

土方理左衛門

開拓使御役所

(前掲『苦小牧市史』上巻)

これを受けて八月二十日、太政官は高知藩に対し次の沙汰書を通達し、同様の指示が開拓使に対してもなされた。

高知藩

石狩国之内

夕張郡

胆振国之内

勇払郡

千歳郡

右三郡其藩支配ニ被仰付候事

八月

(『法令全書』明治二年八月二十日達)

このようにして高知藩の分領支配が開始されることになった。なお、同藩はこの三郡の他、同年十二月に千島国薬取郡が支配地として追加され、勇払外三郡は明治四年八月まで、薬取郡は三年二月まで支配が続けられた。総じて、諸藩への分領支配地の割当に関する詳しい経過は不明であるが、高知藩の場合、開拓使が太政官弁官に対して三年に次のような回答を

行っている。

高知藩江勇扨千歳夕張之三郡割渡候儀ハ、昨年諸藩江之御賞典ニ惣而准し候様との御沙汰ニ付、鹿兒島山口藩次ニ高知藩之順席仕候儀ニ御座候、勇扨郡ハ東地第一之産物有之、出稼人多分有之、土人々口も千式百余人有之候場所ニ而、鯛鮭共莫大之出高ニ御座候

〔開拓使公文録〕、前掲『北海道開拓と移民〕

この回答からみると、薩長土肥の四藩に対しては、前年の戊辰戦争での賞典に基づいて支配地を割り当てたと考えられるが、この順序に対応する支配地の優劣基準の一つには各場所の漁業生産高が考慮されていたらしい（前掲『北海道開拓と移民〕）。ところで前掲『山内家史料』第百十五巻には、高知藩の支配地を巡る次のような史料が掲載されている。

〔鍛冶橋邸日記〕○時勢録ニ所収

此度北海道ノ内石狩國之内夕張郡、膽振國之内勇拂郡千歳郡右三郡支配地ニ被_レ仰付_レ、依而為_レ見分_レ役人共指遣候處、同所海岸船入津之場所無_レ之不_レ而已、遠淺ニ而洋中ニ碇泊致候節、風波等ニ致候而ハ忽難澁之處柄之趣彼地より申越候ニ付、船艦入津之場所無_レ之而ハ開拓之道難_レ相調_レ候間、勇拂郡西ノ方モロランノ湊支配地ニ御差添被_レ仰付_レ度、只管奉_レ懇願_レ候 以上

巳十月 高知藩

原 四郎

辨官御役所

右紙面蝦夷開拓使へ御問合ニ相成處、左之通申越候趣を以御詮議ニ不_レ被_レ及紙面下ル仍而地所ヲ替再願ニ及

諸蘭郡之儀者先達而伊達龜太郎家来石川源太郎へ相渡ニも相成候間、其段御沙汰ニ難_レ被_レ為_レ及候、勇拂郡船掛所無_レ之難澁之由尤之様ニ相聞へ候得共、彼地之儀者東地第一之出産物ニ而沖懸り御荷役仕候、別而同郡中タルマイ濱

者申候處日日出入之船舶相湊荷役仕来候ニ、別段差支も無_レ之漁業致来候間、其段被_レ仰渡_レ候様仕度候 以上

十月十九日

先達而北海道之内三郡支配地ニ被_レ仰付_レ候處、湊無_レ之ニ付不_レ工面之儀御座候而モロラン湊御差添奉_レ願候處、御詮議ニ不_レ被_レ及願書御差下ケニ相成候、然ニ兼而彼地ニ差立有之候役人共より申越候ニ付、何分ニも可_レ然船入場所無_レ之而ハ風波等之節万端不_レ便利ニ御座候所、餘ニ可_レ然場所無_レ御座勇拂郡之東サルベツト申處船入宜敷候ニ付、右場所合併被_レ仰付_レ度、無_レ左而者開拓之基礎相立兼痛心仕候趣申越候間、厚御詮議之上右土地支配ニ御差加被_レ仰付_レ度奉_レ懇願_レ候 以上

巳十一月 高知藩

毛利恭助

〔侯爵山内家『山内家史料』第百十五巻、読点は引用者、以下同様〕ここに引用した史料の中で問題とされているのは以下のような点である。すなわち同年九月に高知藩の岸本円蔵らが現地調査を行ったところ、同藩の支配地は内陸にあって開拓のために物資を陸揚げする港湾が欠けており、「モロランノ湊」を支配地に追加して欲しいという要望を同年十月、「高知藩 原四郎」名で太政官弁官に提出した。しかし、この件を太政官が開拓使に問い合わせたところ、開拓使からは「モロラン」一帯は既に仙台藩の石川邦光の支配地として払い下げているので困難であること、高知藩支配地の勇扨郡「タルマイ濱」は船舶の出入りがあって荷役も行われており、港湾として十分ではないかという回答だった。

このため高知藩ではこの問題を再検討し、十一月になって「勇拂郡之東

サルベツト申處船入宜敷候」故に、この地を支配地に追加して欲しいという要望を「高知藩 毛利恭助」名で提出した。「サルベツ」とは沙流川周辺を指しているが、この地域も仙台藩の支配地となり、結局高知藩の要望は受け入れられなかった。

これらのことから、同藩は北海道経営の拠点を箱館に求めることになった。すなわち同年九月、箱館の地蔵町に五二四坪七合の地所を借り上げ、地元の紅屋清兵衛を名代とした商社を設立しているが、この点は次項で述べる。

第二項 高知藩の調査と開拓

岸本円蔵の報告書

高知藩が支配地受取のため北海道に派遣したのは藩士岸本円蔵と北代正臣（忠吉）の二名である。岸本らは明治二年九月十五日函館に到着し、九月二十五日に勇払外三郡の調査に向けて出発した。そして、勇払・千歳の両郡は受け取ったが、夕張郡は降雪のために受け取りができないまま十一月八日に帰京し、同藩東京詰の土方理左衛門に報告書と図面を提出した。以下に報告書の一部を掲げておく。

全圖之域ヲ履テ其地勢ヲ通考仕處、四分通ハ沙漠ノ草野ニテ牛馬ヲ牧スベク百穀ヲ播スヘカラス六分通ハ諸穀生殖必然ノ見込ニ候處、先年來請負人ト申者ヘ相委土人ヲ苦役スルコト恰モ牛馬ノ如ク、彼カ山海漁獵ノ利ヲ罔シ毫モ開墾ノ沙汰ニ不及、誠ニ可レ歎ノ至ニ非スヤ、且其地タルヤ一體陰寒ニシテ諸草木トモ三四月比ヨリ九月迄ニ生育結果シテ、人モ亦其間ニ産業ヲ収メ大抵半季ノ光陰ヲ以テ一歳ノ用ヲ辨ス、然ルニ其地面等ハ開墾以來天造ノ儘更二人ノ手ヲ入サルバシヨニ候得トモ、自然ト田畑阡陌ノ形ヲ成シ殊ニ用水ノ便利ノ備エタルモ亦大奇ト云ヘシ、其他山間ニハ良材巨木横立シ硫黄銅鐵ノ

類ヲモ胎シタル由、恐クハ是造物者意アリテ開拓ヲ今日ニ待シモ亦未ダ知ルベカラズ、然ニ其田畑ニ關クベキ地面ハ實ニ茫茫乎ト際限ナク候得共、終年ノ間トシテ大颶風ヲ起シ、コレカ為ニ草木一旦ニ枯落スルコト儘有レ之由ニ付、如シ穀物ヲ播サントセハ先其風勢ヲ避ニ堪ユベキ山入レノ地ヲ視テコレカ業ヲ試ミルヲ要ス、其民居ハ四軒又ハ五六軒ツツ大川ノ淵又ハ海濱等ニアリ専ラ山海ノ漁獵ヲ以テ産業トス、コレ全島固有ノ利ニシテ耕織等ノ事ハ絶テ知ラザル處ナリ、是故ニ開拓ノ事ヲ務メントスル者ハ其己ニ開クルノ利ニ資シテ未ダ開ケザルノ利ヲ興シ加之函館府ニ商法モ亦術多シ、冀クハ其始メヲ審ニシテ各地商社ノ覆轍ヲ踐ラザランコトヲ

（前掲『山内家史料』第百十五卷）

岸本の報告書は、全体として寒冷地である北海道の開拓には多くの困難な問題もあるがさまざまな資源に恵まれており、将来的にみて有望なことを指摘している。それと同時に、場所請負人のアイヌ使役について「恰モ牛馬ノ如ク」と批判しているのが注目される。

北代忠吉の書翰

岸本に同行した北代も、十月十四日付けの「北代忠吉蝦夷地より差し越し候書翰大略」（前掲『山内家史料』第百十五卷）の中で、三郡の状況を次の五項目にわたって詳しく報告している。

一 當方三郡御支配被遊候二付而ハ土地人民御撫育被遊筈、當港之儀者第一御國多端可ニ相辨ニ付、岸本ト懇談仕候處、附紙之通昨年分願書之趣承届候故直ニ裁判所中取調候處、爾來左之願書其儘相成居候ニ付、紅屋清兵衛儀指向申分御座候者ノ様子ニ付、彼ノ手ヲ不レ経直ニ岸本ヨリ願書取直シ不日拜借地圖御聞届相成候、是又附紙ニ仕寫指上申候地面之儀者岸本未レ歸候得共、目印無御座而ハ不都合之由ニ付高知藩拜借地之標札建置申候云云、紺屋手代ノ者江出府申付、夫是御國江取入平ニ御用達之御さた御下



写真1-1 北代忠吉
(港区立港郷土資料館所蔵)

方心配仕居候由、當地之者容易ニ御召抱被_レ遊間敷、幸岩村左内并忠吉等出張仕居候事故當地之者御用ニ候ハハ精精取調可_二申上_一候、惟當地之儀ハ長崎之様ニ御懲被_レ遊候得共、御疊ニ相成候事ハ難_二出来_一畢竟三郡御支配之爲ニ御取設之事故何迄モ万万山師天狗之狡黠者御召抱ニテハ御開墾所ニ無_二御座_一云云

一 勇拂千歳兩所ハ是迄請負人ノ支配場所ニ候處、追追請負名目御廢止ノ上ハ指向兩所ヘハ役員出張土地御請取且取締之御用意被_レ爲_レ遊、別紙願書ニ而先先申譯相立候得共餘り役員出張延引ニ相成候様ニ而ハ不_レ宜、極極御急被_レ遊可_レ然云云

一 右御支配地江追迫人敷御繰込之御運ニ可_二立至_一左候時ハ申上候迄も無_二御座_一候得共最初ノ中ハ諸人ヲシテ随分其欲ニ充シテ御取締口御繩張極テ潤ニ自由自在ニシテ、自然當方ヲ相好候様之人氣ニ被_レ成度候事

一 御支配所土人撫育ニ付而ハ、今迄ハ前文申上候通當函館豪商ノ者等請負人ト唱場所ヲ私宥仕、金穀其他日用ノ物品ヲ輸入シ土地産物ヲ殖シ一己ノ利ヲ逞ウシ、扱土人ノ撫育逆決テ不_レ行届實ニ南米人ノ黒奴ヲ驅役仕候ニ相勝リ慘酷言ニ絶エ候事故、眞ニ開墾ノ御趣意ニ候ハハ第一土人ヲ御愛育被_レ遊恩義ニ相感候様御計被_レ爲_レ成候時者、開拓ノ御基本ハ既ニ相立可_レ申、將土人御撫育ニ付而者米酒鹽ノ輸入ヲ専務ト仕候事ニ而、爾來請負人ノ所務ニモ右ノ三品ヲ第一ニ積物御延繩網具舟舟修覆等年内ニ明年ノ用意相仕廻、随分世話仕候様相見申候、却而金貨ハ三品ノ次ニ相置候位ニ御座候、一體蝦夷全島茫洋至極ニ御座候ヘ共、土人迎當蝦夷人外函館松前都而四百餘ノ人員ニ御座候得者、御支配地土人ノ御撫育逆纒ざんしやう小ノ儀御推

察云云

一 夕振千歳請負人當地山田文左衛門儀近年零落相極請負難_二相成_一候より、親族稻田富右衛門と申者江相續歎願相及、追而富右衛門江被_二申付居候處、先般請負人廢止之節文左衛門儀ハ從來切_レ放シ宜敷性質故、開拓使ニ而廻漕方爲_二相勤_一候事ニ相成居申候、當人等ハ勿論可_二相成_一ハ他所ノ者ヘ請負様ノ事御申付不_レ被_レ遊、一時ハ先先よりノ仕付道具夫是ニ付四五万乃至十万余前後之御費用モ可_レ被_レ爲_レ在候得共、御國許役員ニ而根本取締自他矢張御由緒ノ可_レ然豪商等ヘ被_二仰付_一度、左候時ハ兎角之御爲と可_二相成_一當方ヘ御物入ハ無益之様ニ候得共、物ヲ入候丈ケハ御利益ニ御座候云云

十月十四日曉

政府宛

北代忠吉

(前掲『山内家史料』第百十五卷)

北代の「書翰」は全体的に文意を把握する上で困難な箇所が多いが、まず第一点は箱館における高知藩の屋敷地借り上げに関するものである。この史料の「附紙」の内容が不明なために詳細は分からないが、「昨年」、すなわち明治元年段階から既に高知藩は紅屋清兵衛という人物に依頼して借地の願書を箱館裁判所に提出済みであったらしいこと、この願書は同裁判所に受理されたままで残されていたが、紅屋はどうも信用できない一面があるので、今度は岸本の手で直接裁判所に提出し、それが認可された場合には「高知藩拝借地」の標札を立てておくようにする、といった意味であろう。同じ『山内家史料』には、この地所借り上げの関連文書が掲載されている。

御請書

表間口 三十二間三尺

裏間口 三十八間一尺

奥行 十六間三尺

内五十八坪三合用捨引

残坪五百二十四坪七合

此冥加米永九十四ノ四百四十六文

但百坪ニ付永十八ノ文

右地所拜借仕度段奉願候處、御聞届被_レ仰付_レ書面之通冥加永上納可_レ仕旨被_レ仰渡_レ承知仕候、仍而御請負書指上申處如_レ件

明治二巳とし九月

高知藩 岸本圓藏

箱館縣裁判所

覺

地藏町築出屋舗地一ヶ所

長三十間幅二十間

同所物揚場

同 長十一間幅十間

右者先達而商會入用ニ付紅屋清兵衛名前を以右地所拜借地ニ爲_レ願出_レ御座候處、此度石狩膽振兩國之中三郡支配地ニ被_レ仰付_レ人民食料并出産物運送等之儀ニ付、當所へ屋敷相構置不_レ申而ハ指間之筋も御座候間、厚御詮議之上地面拜借被_レ仰付_レ度奉_レ願候 以上

巳九月

高知藩 岸本圓藏

右付札書面地所往来并波戸場相添五百貳拾四坪七合拜借願之通承届候事

(前掲『山内家史料』第百十五卷)

この史料によると、先の北代の報告で紅屋清兵衛は信用できないと述べているにも関わらず、岸本が既に紅屋を代理人として箱館・地藏町の屋敷地と物揚場(波止場)の拜借願い書類を提出させていたことになる。このような紅屋の動きは、既に前年から始まっていた可能性がある。紅屋とは、勇払外三郡の経営にあたって開拓物資や人員の輸送などに商社の存在が不可欠であることから、高知藩がその名代に指定した箱館の商人であろう。幕末の文久元(一八六一)年四月、箱館奉行の発案で武田斐三郎^あらが亀田丸に乗船してロシアのニコラエフスタまで視察の航海を行っているが、この船に同乗した商人に紅屋の名前が見える。これが高知藩に関係した紅屋と同一人物か否かは不明だが、そうだとすれば、幕末・維新时期という激動の時代に活躍した政商の一面を持つ商人と考えられよう。倒壊した江戸幕府の出先機関である箱館奉行のような旧体制と一定の関わりがある紅屋にとって、維新政権を樹立させた高知藩は、この新しい権力体制に食い込むための有力な手段と考えられたに違いない。

なお、この書類の宛先が「箱館縣裁判所」となっているのは、明治元年から二年という時期の特殊性によるものである。すなわち明治元年四月に設置された箱館裁判所は、閏四月に箱館府と改称され、二年七月の開拓使設置まで存続するが、この時期の大半は榎本武揚の蝦夷地進攻と重複している。本州では、裁判所は府に改称されたのち、さらに県と改称しているが、この情報が箱館にも誤って伝えられ、このような宛先になっているのである。

北代「書翰」の二点目では、勇払・千歳の両場所はこれまで場所請負商人の支配地だったが、開拓使がこの制度を廃止する方針なので、高知藩もなるべく早く役人を派遣すべきであると述べている。次いで、三点目に高知藩支配地へ開拓民を送り込む場合には、最初から厳しい制約を設けるべ

きではないという。四点目で取り上げているのは支配地における「土人撫育」問題である。とりわけ北代が厳しく糾弾しているのは場所請負人によるアイヌ使役の実態であり、それは「實ニ南米人ノ黒奴ヲ驅役仕候ニ相勝リ慘酷言ニ絶工候」とも指摘している。この点は岸本とも共通した認識だった。そして、このアイヌ問題にある程度目途をつけることは開拓が成功したことを意味しているという。最後の五点目では、夕張・千歳場所の請負人である「山田文左衛門」（山田文右衛門のこと）が近年は零落して請負が困難となり、親族筋の稲田富右衛門（榊富右衛門、榊は山田文右衛門の女婿）に相続させて欲しいとの嘆願が出されてそのようになっていたが、場所請負制の廃止によって様々な問題が生じていること、この場所を高知藩が直接経営するには「四五万乃至十萬金前後」の費用が必要であるが、その任に相応しい「豪商」に委託しておけば「物ヲ入候丈ケハ御利益ニ御座候」という結果になるという。

高知藩の開拓

岸本円蔵と北代忠吉の報告を受けて開始される高知藩による千歳地方の開拓については、『千歳市史』、『増補千歳市史』、『恵庭市史』などに詳しいが、これらの記述を要約するとおおむね次のようになる。まず高知藩は明治二年十月九日に北海道開拓の志願者募集を布告し、移住する役員十数人と大工・人足・農夫などあわせて六〇人の開拓者を決定した。同藩の開拓者一行は翌明治三年五月五日に浦戸を出帆し、途中横浜を経て六月六日函館に到着、地蔵町に借り上げた高知藩屋敷を拠点として千歳郡の開拓を開始した。この開拓者数は、二三家族・八二人であったとも記されている（『高知県史』近代編）。

このような高知藩による千歳地方の開拓に関しては、明治三年九月、同地を視察した米沢藩士宮島幹『北行日記』の中に詳しく記されている。ま

ず九月十三日の条によれば、宮島が札幌から島松を経て千歳に到着すると次のような光景が見られた。

入口川アリ、巾五、六十間橋アリ、渡レハ会所一軒、倉々等多分アリ、此辺土人小屋二、三十軒、人数惣計数七、八十人斗有之ヨシ、当所ハ高知藩支配地ニテ、諸役員八人、其外大工、人足、農民共凡五十人斗出張ノ由。役所ヲ普請スルトテ大イナル大工小屋等ヲ造営ス、

翌九月十四日の条には次のように記されている。

九月十四日 快晴嚴霜

昨夜ハ稀成清夜ノ為、非常ノ嚴霜ニテ大イニ寒シ。朝飯後、当所詰合ノ高知藩岩井源九郎ト云フ人へ駒村罷越話ス。

勇払千歳ヲ合セ五百両。

諸役員ハ望ノ者斗召連レ、三年詰位ノ積リニテ八人斗罷越居候由、後來ハ家族引連レ來ル心得ナリ、大工、人足、農夫凡五拾人斗、是又国元ヨリ望ノ者召連レ來リ候由、両三年見込後年ハ永住ノ見込ナル由、

五月五日国元出帆、六月六日箱館へ着、夫ヨリ当地へ出張シ、時節後レニ相成候へ共、千歳ノ東ノ方ニ凡八千坪程開拓シ、蕎麥等ヲ植付シナレ共、今朝ノ霜ニテ害ナキヤ云々。

千歳ヨリ五里斗北ノ方「イサリフト」へ三千坪程開拓セシニ、七月十五日ノ水ニアヒ開拓小屋迄モ尽ク流レシト云フ。

土州ノ気込ハ先ツ五ヶ年ノ内大数米何石金何万両ト見詰、右ヲ蝦夷地へ捨、天朝へノ御奉公ニ開拓シ、諸藩ノ税金等見懸テ支配代ヲ申請ル者ヲ戒ムル位ノ気込ニテ、今度渡海致スニモ米価ハ勿論、膳、碗、火箸等ニ至ル迄尽ク持參、当地税金等ハ一切目当ニ致サズトノ事ナリ、請負人ハ是迄ノ通ノ税金ニテ改革モ不致由。

此度新ニ農夫小屋始、役宅等迄都合四棟程造営セシトノ咄ナリ。

会所ノ向ニ大作事屋造営ス。

さらに、この日記は同藩の岩井源九郎からの聞き取りを紹介しているが、その中に次のような記載がある。「農民ノ手当日々米壹升壹月ノ野菜料三貫文、月給壹人役ヲ勤ムル者三両ツ、右ニ準ス」、「其始ハ農夫二千人程引連レ候評議ノ処、先ツ延引セシガ幸ナリト云フ」、「六月中大野村ヨリ稲苗申受ケ三ヶ所植付ケ候処、一ヶ所ハ水難ニテ不用立、式ヶ所ハ砂地ニテ水持宜シカラズ、壹丈程ノ車ヲ補理仕付シニ最早穂先コゴミ余程実リシ由ナリ」、「此度引連レ来リシ農夫ハ、国元ニテ最上力田ノ民ヲ引連レシト云フ」、「明年ヨリ家族引連候方、左候節八月俸モ別段之ナクテハ不_レ相成、五年位定詰ノ方」。

このような記述から、高知藩の最初のプランは農民を二〇〇〇人も送り込む計画だったが、それが延期になってむしろ幸いしたようである。明治三年五月から始まった実際の移住計画では、とりあえず五カ年を用途として高知藩の役人の他に大工・農民など五〇人程が千歳に送り込まれ、八〇〇坪を開墾した。また、移住時期に遅れたので蕎麦類を植えた。水田開発の計画も持っており、道南の大野村から水稲の苗を手に入れている点が目目される。この試みは、石狩地方における水稲栽培の歴史からみてもかなり早い事例といえる。これらの移住農民には、給与として一日あたり米一升と月に野菜料三貫文を支給した。それにしても、最初の二〇〇〇人移住という計画は明らかに過大だった。

四年の開墾実績をみると次のようになっている。畑地面積は、勇払郡が一町七反七畝六歩（うち新規開発面積は八反九畝一八歩）、千歳郡が七町八畝一五歩（うち新規開発面積は六町七反八畝一五歩）、夕張郡では開墾が行われていない（北海道立文書館所蔵『勇払・千年両郡引継書類』、『市史』）。

高知藩の漁場経営

このように、高知藩による分領支配は農業開拓を主体に行われたが、その支配地には千歳川やイザリ川が含まれ、近世後期以来場所請負人山田文右衛門の下でアイヌ民族を使役した鮭漁業などが営まれていた。明治二年に開拓使の方針で場所請負人は漁場持と改称されたが、高知藩は漁業についても藩直営の形態を取ることにし、三年から漁場持を罷免した。しかし、漁場経営の特殊性を考慮して、旧請負人山田文右衛門の代人である植田甚蔵を世話方として、通詞、帖役、手代、船頭、土人廻り役など四二人を多額の給料を支払って雇用した。したがって、千歳川の漁場経営などは藩直営とはいえず、その実態にはそれほど変わりがなかったともいえる。また、勇払沿岸の鱒漁業などは従来通りに出稼ぎ人や永住人による漁業を認め、出稼ぎ人には一割五分の現物税を課し、箱館出張所で取り立てた。

四年の生産高（鮭を除く）をみると、藩直営分が鱒メ粕一〇八七石九斗三升三文八才（うち税取立分が二九七石九斗三升五合三文八才）、魚油四九石一斗五升（うち税取立分が三四石一斗二升五合）、出稼ぎ人の生産分が、鱒メ粕一六八八石三斗七合一文二才（税額分引き去り後の積み出し高）、魚油一九三石三斗七升五合（同上）となっている（『苦小牧市史』上巻、『恵庭市史』）。鱒メ粕と魚油のいずれにおいても、生産額は藩直営よりも出稼ぎ人の方が上回っていた。

第三項 分領支配の廃止と高知藩の借財 分領支配の廃止

明治四年七月十四日、維新政権の廃藩置県政策によって分領支配の前提となる藩体制が解体した。このことから同年八月二十日、太政官は北海道での分領支配廃止の方針を明らかにし、開拓使に「今般諸県並華士族 寺

院等北海道支配地被免、其使管轄被仰付候事」と指示した（『開拓使日誌 第一号』明治四年、『新北海道史』第七卷）。高知県に対しても同じく太政官から次のような達が届いた。

高 知 縣

膽振國之内勇拂郡千歳郡石狩國之内夕張郡支配被_レ仰付置_レ候處被_レ免候條
地所開拓使へ可_レ引渡_レ事

辛未八月 太 政 官

今般北海道支配被_レ免開拓使へ引渡被_レ仰付_レ候ニ付テハ、移住民并米穀其
外農桑漁塩之具及ヒ土民へ可_レ給与_レ物品等是迄各地へ準備有_レ之分總テ同
使へ可_レ引渡_レ事

一 開拓掛ノ職員移住之輩ハ先ツ其儘居住致サセ一時出張之者ハ可_レ爲_レ引
拂_レ事

但一時出張之者ト雖モ其儘居住致度輩ハ可_レ爲_レ勝手次第_レ候條人名取調同
使へ可_レ申出_レ事

辛未八月

（前掲『山内家史料』第一四〇卷）

しかし、開拓使側は全道の分領支配地の引継ぎを受けなければならず、結局高知県が千歳郡など三郡を開拓使に引き渡したのは翌明治五年五月一日のことである（『恵庭市史』）。この間、三年から四年にかけて、高知藩が勇払・千歳二郡開拓のために投じた資金は四万六一七二両一分と外に一五〇〇両、米二二八石一斗四升三合五勺と別に米一二〇石であった（『市史』）。このように、高知県は短期間に五万円近い資金を北海道の開拓に投じていた。

高知県の負債問題とその処理

ところで、高知県（藩）が分領支配の廃止にともなって北海道を引き揚げる際に次のような問題が生じていた。それは、同県が開拓使や千歳場所の請負人だった山田文右衛門の分家筋にあたる榊富右衛門に対し多額の負債を抱え込んでいたという一件である。このため榊は経済的に困窮化し、高知県を司法に訴える事態にまで発展した。高知県の負債が生じた原因については、既刊の『増補千歳市史』が詳しく触れているので、ここでは必要な範囲で触れておこう。榊に対する高知県の負債は二種類あり、一つは榊から仕入れた塩鮭の未払い代金、もう一つは高知藩が千歳場所を直営とした際に榊から譲り受けた漁具類の代金で、いずれも明治三年に発生している。

前者は高知藩の経営が開始された明治三年十一月、榊から仕入れた勇払産の塩鮭七〇〇石（四四一〇両）を東京通商会社に販売することを計画したが、この船が幌別沖で遭難し、積荷の塩鮭三七〇石が流失した。輸送手段を失った高知藩は積荷分の代金二三三三両を支払うことにし、残り三三〇石の契約を解除したが、五年段階でも一二五六両二分余が未払いとなっていた。また、後者の代金は一三九六両二分余で、この合計金額は二六五三両三分余であった^註。

榊は高知県側の支払を待ったが、その支払がなされないままに高知県関係者が北海道から引き揚げようとしたために訴訟を起こしたのである。この件に関して函館在勤の開拓中判官杉浦誠から大蔵省事務総裁の参議大隈重信に宛てた六年六月十日付けの文書が『増補千歳市史』に紹介されている。それによれば、榊からの訴えを受けて杉浦が高知県から北海道に出張している笹森真幸らに質したところ、榊の訴えは正当であり、高知県関係者もその支払に応じようとしたが本県からの送金が全く無く不可能なこ

と、分領支配の廃止にもなつて「所轄場所準備之品々」は既に開拓使に引き渡しており、「富右衛門方江可相払手当一切無之」という状況だった。しかも、榊の経営状態は「諸方より借財夥敷、右濟方遷延いたし候而は悉及難洪候段追々申立も有之」という有様であり、杉浦判官は「旧藩負債之義」という問題でもあることから、榊への早急な「御下金」を求めている。

高知県は、この他にも千歳外二郡支配の際に函館弁天町の山崎栄三郎と漁具の売買を行い、その差引残金が明治五年六月までの分として一〇八二両八貫六八〇文あったが、これはその後支払われている。さらに帰国の旅費にも事欠いた岸本円蔵らは、五年六月、山崎栄三郎から五〇〇円を借用し、これは高知県平民の安岡万寿が「立替払」した（『増補』）。同じく『恵庭市史』にも、五年三月に高知県勇払出張の岸本円蔵が開拓使に宛てた文書が紹介されている。それによれば、開拓使に引き渡すべき米・塩などの仕込み品の代金一二九一両二分を高知県関係者の旅費などに宛てるために「一時拝借」を願いで、あるいは「所轄引払」のために帰県人員五〇人の旅費として一人当たり六〇両、合計三〇〇〇両の借用を求めるものだった。

このようにして、高知県が北海道の支配地を引き扱う際には、米・味噌・農具などの物品、開運丸と函館の建家・土蔵などあわせて約七五九二円弱を開拓使に引き渡しているが、その一方では、開拓使から帰国旅費などとして五二九一円を借用している。このような両者の貸借関係が清算されたのは明治十年のことだった（桑原真人・田中彰著『北海道開拓と移民』第二章）。

（註）明治四年に貨幣単位が「両」から「円」に変わるが、本書では、利用した史料のままの単位とした。

第四項 戸長役場設置以前の行政 明治初期の地方行政制度

明治以前の北海道は、松前藩の政策で和内地と蝦夷地に区分され、同藩の地方制度がそれなりに貫徹していたのは和内地のみだった。蝦夷地に関しては、場所請負人に請負地域人民の支配が委ねられていた。明治維新後、明治二年九月の場所請負制廃止の方針は、それまで場所請負人に依存していた各場所の行政的機能を開拓使が直接把握しようとする意図の表れであった。だが場所請負人を一挙に廃止すれば蝦夷地の行政が崩壊する可能性もあり、場所請負人は漁場持と改称して九年まで存続するが、その権限は徐々に奪われていった。

明治四年、政府は「戸籍法」を制定し、翌五年からいわゆる「壬申戸籍」の編成を開始したが、その際に戸籍区が設けられ、区毎に戸長及び副戸長を置くことになった。これら戸長の本来的役割は、戸籍編成のための特別行政区画の設定と戸籍吏を設置したに過ぎない。しかし、旧来の村役人が廃止される中で、戸長・副戸長が新たな行政機構の代表として、次第に官吏的な性格を持つことになった。

その契機となったのが、明治七年五月二十三日付けで開拓使が布達した「区戸長月俸規則」である。この規則では、区長・副区長・戸長・副戸長に対しそれぞれ月俸二〇円から二五円・一二円から一五円・八円から一〇円・六円から七円を支給することになっており、その下には総代・副総代が置かれ、月俸は五円と三円だった。このようにして、本来は戸籍編成のために設定された区が重層的な大区・小区の設定となり、一般行政区画に移行していった（『新北海道史』第三卷）。

北海道では開拓使札幌本庁や函館支庁、根室支庁の各管内で大小区画が部分的に設定され、札幌本庁管内では、明治五年五月、戸長・副戸長を設

置して人選指令を各郡に達した。七年になって全道的規模で大小区画を制定したが、九年九月、開拓使はそれまで本庁・支庁毎に施行されていた大小区画を統一して「北海道大小区画」とし、全道を三〇大区・一六五小区に改訂した。

明治七年二月二十五日付けで開拓使札幌本庁管下に大小区制が敷かれ、胆振国は千歳・勇払・白老・幌別・室蘭・有珠・虻田の各郡がそれぞれ大区を構成した。千歳郡の六村は第一大区と称し、小区は設置されなかった。その後、九年九月になって全道的な大小区制の再編が行われ、胆振国は、虻田・有珠・室蘭の三郡で第二〇大区、幌別・白老・勇払・千歳の四郡で第二一大区を構成した。この両大区はそれぞれ六小区に分割され、千歳郡は第二一大区第六小区と称し、千歳村・蘭越村・烏柵舞村・長都村・漁村・島松村の六村から成立していた。

明治十二年七月、開拓使は「郡区町村編成法」により管内の大小区を廃止して郡区町村を編成することにした。これによって翌十三年二月、開拓使は管内郡区役所の開設日を布達したが、同年二月二十八日付けで千歳郡各村戸長に石山専蔵が発令されている。

明治十一年七月二十二日付けの太政官布告によって、「郡区町村編成法」・「府県会規則」・「地方税規則」の「地方三新法」が制定されたが、北海道では「郡区町村編成法」のみが適用された。そして、十二年七月から従来の大小区制と区戸長はすべて廃止され、全道に九〇郡区・八二六町村が設定された。それと共に、新たな戸長の任命と戸長役場の設置が進行した（鈴江英一『北海道町村制度史の研究』）。

引用・参考文献

『新北海道史』第三卷 一九七一年／『苫小牧市史』上巻 一九七五年／『恵庭市

史』一九七九年／『高知県史』近代編 一九七〇年／鈴江英一『北海道町村制度史の研究』一九八五年／桑原真人・田中彰『北海道開拓と移民』一九九六年／広谷喜十郎『土佐と北海道とのきずな』土佐史談会『土佐史談』第一九一号 一九九三年／開拓使『開拓使日誌』（『新北海道史』第七巻 史料一）一八六九年／同『勇払・千年両郡引継書類』（北海道立文書館所蔵）一八七二年／侯爵山内家『山内家史料』第一一五巻 一八六九年／同『山内家史料』第一四〇巻 一八七一年／宮島幹『北行日記』（北海道立図書館北方資料室所蔵）一八七〇年／内閣官報局『法令全書』（原書房より復刻）